

## 遵守事項

### 〔一般的事項〕

- ① 使用する区画は指定された区画内とし、農作物等の栽培以外の用途には使用しません。
- ② 区画（農園）の中に工作物等を設置しません（ただし、通常の野菜栽培に必要な杖・マルチシート・畦板は除きます）。また、既存の施設を破損・撤去等しません。万一農園の施設に損害を与えた場合はその損害を賠償します。
- ③ 農園の利用に伴う地上権・耕作権・その他一切の権利を主張しません。
- ④ 自己の利用区画を第三者に使用させることはしません。

### 〔栽培〕

- ⑤ 水稲や、果樹などの永年性作物、竹木は栽培しません。
- ⑥ 減農薬栽培に努めるとともに、やむを得ず使用する場合でも適正に使用します。なお、毒性の強い農薬の使用や、機械等動力を使った散布は禁止します。
- ⑦ 利用期間内に収穫できるよう計画的に栽培します。
- ⑧ 天災・盗難および病害虫による農作物等の損害についての補償は請求しません。

### 〔管理〕

- ⑨ 農園内にゴミ（空袋・空容器等）・残菜（野菜屑や雑草）を放置せず、持ち帰ります。
- ⑩ 利用区画および周辺通路の除草に努め、ほ場の清潔を維持します。
- ⑪ 井戸（ポンプ）にバケツを引っ掛けて水を溜めることはしません。
- ⑫ 井戸水は原則として栽培用のものとして使用し、農具や野菜を洗う行為に使用する場合はバケツに移して使用し、節水に努めます。
- ⑬ 騒音やペットの持ち込みなど、他の農園利用者の迷惑となる行為は一切しません。
- ⑭ 周囲への駐車は指示された方法を守り、通行の妨げとならないようにします。
- ⑮ 病気・転居等の理由で利用不能となった場合は申し出ます。なお、管理状況が悪かったり、上記遵守事項に違反した場合に利用を取り消されても不服申立てしません。
- ⑯ 開設者の止むを得ない事情により、入園期間内に農園の使用ができなくなっても異議申立てしません。
- ⑰ その他、農園の利用に際しては開設者および管理者の指示に従います。

### 〔その他特記事項〕

- ⑱ 栽培するための畝および作物は、隣の区画とのトラブルを避けるため、区画の境界から最低 30 c m 離して行います。
- ⑲ 畝を立てる方向は南北方向に統一します。（区画内での幅や本数は自由）

農園の利用にあたっては、上記事項を遵守し善良な利用に努めます。

（入園者）氏名

印